

【基本施策】

(1) 保育サービス等の充実

低年齢児の受け入れや、延長保育の実施等により、保育サービスの充実を図ります。

①通常保育の充実

待機児童が生じることのないよう、引き続き保育ニーズに応じた受け入れ体制を整え、保育サービスの充実を図ります。

幼保一元化についても、保育需要、設備環境等を考慮し、検討していきます。

(単位:人)

		0歳児	1、2歳児	3歳児	4、5歳児	合計
通常保育目標事業量	平成21年度	8	14	8	0	30

②延長保育の実施

通勤に要する時間や就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、現在は11時間の開所時間後30分延長を行っていますが、さらに時間延長が必要か、検討していきます。

(単位:人)

		延長(30分)
延長保育目標事業量	平成21年度	15人

③夜間保育

延長保育で対応可能と思われませんが、今後の保育需要の動向に配慮していきます。

④休日保育

就労形態の多様化による休日の保護者の勤務増加に対応できるように、今後の保育需要の動向に配慮し、検討していきます。

⑤保育所のサービスの質の向上

保育所のサービスについて、自己評価等の実施により、評価体制を確立します。また、子どもの視点に立ち、健やかな成長を支援できるよう、保育士の研修による資質の向上や保育施設の整備等、保育サービスの質の向上に努めます。